

農畜水産物戦略的輸出拡大業務委託に係る企画提案公募
企画提案に関する質問書への回答

○ 質問項目

前提事項

・ 質問内容

農畜水産物戦略的輸出拡大業務仕様書の4前提事項に記載されている「高所得者層」の定義を教えてください。

・ 回答

本事業においては、日本産農畜水産物の中でも高価格帯商品を購入・消費するような所得者層を「高所得者層」と定義しております（「農畜水産物戦略的輸出拡大業務仕様書」の4（2）に記載したとおり）。

○ 質問項目

山梨県産農畜水産物を組み合わせた美食体験イベント

・ 質問内容

対象品目は、果実＋牛肉又は魚（サケ・マス）又は米の2品目でよろしいでしょうか。また、果実には指定はありますか。

・ 回答

果実を必須として、牛肉又は魚（サケ・マス）又は米のいずれか1品目以上（果実も含めると2品目以上）を組合せた美食体験イベントを御提案ください。なお、組み合わせる品目は、対象国の輸入規制に考慮した提案となるよう御留意ください（「農畜水産物戦略的輸出拡大業務仕様書」の5（1）①に記載したとおり）。

果実には指定はございません。ただし、果実を複数使用した場合でも、品目としては1品目のカウントになりますので御留意ください。

なお、牛肉につきまして、「山梨県産農畜水産物（牛肉、魚（サケ・マス類）、米）の輸出拡大に向けた基本的な戦略」（令和6年10月策定）のP14にあるとおり、県内の食肉処理施設では、タイ・ベトナム・マカオのみ輸出可能であり、その他の国・地域に輸出する場合には、他県の輸出可能な食肉処理施設との連携が必須となりますことを申し添えます。

○ 質問項目

山梨県産農畜水産物を組み合わせた美食体験イベント

・ 質問内容

美食体験は、香港・タイ・シンガポールの3国でそれぞれ行う必要はありますでしょうか。

・ 回答

対象国は、香港、シンガポール、タイを必須とし、現地飲食店において、対象品目を味わうことのできる体験イベントを対象国ごとに各1回以上（計3回以上）実施していただきます（「農畜水産物戦略的輸出拡大業務仕様書」の5（1）②③に記載したとおり）。

○ 質問項目

KPI について

・ 質問内容

評価指標（K P I）とは何ですか、具体的に御教示ください。

・ 回答

K P I とは、「Key Performance Indicator（重要業績評価指標）」の略語であり、目標達成度を測るための指標として、業績や成果を数値化して進捗状況を把握するために活用させていただきます。

各事業において、適切な成果目標が設定され、定量的かつ適切な評価指標（K P I）が設定されているかについても企画提案での評価対象となります。なお、K P I 設定の参考例も仕様書に記載されておりますので御確認ください（「農畜水産物戦略的輸出拡大業務仕様書」の 5（1）⑥及び 5（2）⑦に記載したとおり）。

○ 質問項目

年間を通して実施するデジタルプロモーション

・ 質問内容

デジタルプロモーションは、対象 9 か国全てで行う必要がありますでしょうか。9 か国より選択することは可能でしょうか。現地のサイトを使ってデジタルプロモーションを行う必要がありますでしょうか。

・ 回答

デジタルプロモーションは、香港、台湾、シンガポール、マレーシア、タイ、U A E、インドネシア、中国、ベトナムを対象に実施していただきます（「農畜水産物戦略的輸出拡大業務仕様書」の 5（2）①に記載したとおり）。対象 9 ヶ国・地域から選択するものではありません。デジタルプロモーションについて、年間を通じたデジタルによる情報発信を現地に向けて行うことが可能な情報発信ツールであれば縛りはありません。

○ 質問項目

年間を通して実施するデジタルプロモーション

・ 質問内容

「山梨県が運用している公式 SNS を継続運用することもできる」とはどういうことですか。当公式 SNS サイトへの現地語での掲載による、デジタルプロモーションも可能ということでしょうか。

・ 回答

県公式の海外 S N S（詳細は公募ページのリンクを参照）がありますので、こちらのアカウントを運用してデジタルプロモーションを実施することも可能となります（「農畜水産物戦略的輸出拡大業務仕様書」の 5（2）②に記載したとおり）。

対象国ごとの公用語を用いて情報発信していただきます（「農畜水産物戦略的輸出拡大業務仕様書」の 5（2）③に記載したとおり）。

○ 質問項目

年間を通して実施するデジタルプロモーション

・ 質問内容

山梨県果実輸出促進協議会が実施した販売促進イベントは、必ずSNSに掲載する必要があるということでしょうか。

・ 回答

山梨県果実輸出促進協議会が実施する販売促進イベントについても情報発信していただきます（「農畜水産物戦略的輸出拡大業務仕様書」の5（2）③に記載したとおり）。なお、情報発信のツールに縛りはございません。

○ 質問項目

山梨県産農畜水産物を組み合わせた美食体験イベント
年間を通して実施するデジタルプロモーション

・ 質問内容

5（1）②及び5（2）①は、記載の対象国の中のどこか1か国を選定する取り組みでも要件を満たしますでしょうか。

・ 回答

満たしません。5（1）②の対象国は、香港、シンガポール、タイを必須とします（「農畜水産物戦略的輸出拡大業務仕様書」の5（1）②に記載したとおり）。

5（2）①のデジタルプロモーションは、香港、台湾、シンガポール、マレーシア、タイ、UAE、インドネシア、中国、ベトナムを対象に実施していただきます（「農畜水産物戦略的輸出拡大業務仕様書」の5（2）①に記載したとおり）。対象9ヶ国・地域から選択するものではありません。

○ 質問項目

事業完了報告

・ 質問内容

SNS画面を作成するに当たっての素材となった画像・文章を電子データに保存するということでしょうか。

・ 回答

その通りでございます（「農畜水産物戦略的輸出拡大業務仕様書」の6（3）②に記載したとおり）。

○ 質問項目

企画提案書

・ 質問内容

企画提案書のかがみは、様式4-1を必ず使用する必要がありますでしょうか。

・ 回答

企画提案書の表紙は、必ず様式4-1を使用してください。なお、企画提案書は、様式4-1の表紙を除き、参考資料を合わせて15ページ以内とページ枚数の制限がございますので御留意ください。

○ **質問項目**
企画提案書

・ **質問内容**

企画提案書の電子データは、U S B メモリーへの記録でもよろしいでしょうか。

・ **回答**

企画提案書の電子データを記録する媒体については、情報セキュリティの観点から、U S B メモリーでの提出は不可とさせていただきます。C D - R や D V D - R 等の光学ディスクでの提出をお願いいたします。